

給与支払報告書（総務省通達形式CSV） 平成21年分 ～ 平成22年分

No.	CSV項目名称	データの意味	入力文字			備考
			必須	文字属性	文字数	
1	支払調書の種類	「315」を記録する。	○	数字	3	315であること
2	整理番号1	税務署から連絡されている10桁の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を磁気ディスクにより提出していない場合は、ブランクとする。		半角	10	
3	本支店等区分番号	本店で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。		半角	5	
4	提出義務者の住所又は所在地	提出義務者の住所又は所在地を記録する。	○	全角	60	
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	○	全角	30	
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。		半角	15	
7	整理番号2	税務署から連絡されている13桁の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を磁気ディスクにより提出していない場合は、ブランクとする。		半角	13	
8	提出者の住所又は所在地	ブランクとする。		全角	60	
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。		全角	30	
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正(取り消しを含む。)するためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。 ※eLTAX仕様： "0": 新規 "1": 追加 "2": 訂正 "3": 取消	○	数字	1	0～3の範囲内であること
11	年分	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	○	数字	2	01～99の範囲内であること
12	支払を受ける者－住所又は居所	支払を受けるものの住所又は居所を記録する。	○	全角	60	
13	支払を受ける者－国外住居表示	支払を受けるものの住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
14	支払を受ける者－氏名	支払を受けるものの氏名又は名称を記録する。	○	全角	30	
15	支払を受ける者－役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。		全角	15	
16	種別	同上		全角	10	
17	支払金額	同上 (注)未払金額を含む。		数字	10	
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
19	給与所得控除後の給与等の金額	同上		数字	10	
20	所得控除の額の合計額	同上		数字	10	
21	源泉徴収税額	同上 (注)未徴収税額を含む。		数字	10	
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
23	控除対象配偶者の有無等	1. 主たる給与等の支払者が自己が支払う給与等から行う配偶者控除の状況。 ●配偶者控除をした場合：「1」 ●配偶者控除をしなかった場合：「2」 2. 従たる給与等の支払者が自己が支払う給与等から行う配偶者控除の状況。 ●配偶者控除をした場合：「3」 ●配偶者控除をしなかった場合：「4」		数字	1	1～4の範囲内であること
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
25	配偶者特別控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
26	扶養親族の数－特定－主	扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、記録する。		数字	2	
27	扶養親族の数－特定－従			数字	2	
28	扶養親族の数－老人－主			数字	2	
29	扶養親族の数－老人－上の内訳			数字	2	
30	扶養親族の数－老人－従			数字	2	
31	扶養親族の数－その他－主			数字	2	
32	扶養親族の数－その他－従			数字	2	

給与支払報告書（総務省通達形式CSV） 平成21年分 ～ 平成22年分

No.	CSV項目名称	データの意味	入力文字			備考
			必須	文字属性	文字数	
33	障害者の数－特別障害者（本人を除く）	障害者の数を特別障害者その他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	2	
34	障害者の数－上の内訳			数字	2	
35	障害者の数－その他			数字	2	
36	社会保険料等の金額	書面による記載に準じて記録する。		数字	10	
37	左の内訳	社会保険料等の金額の内書を書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
39	地震保険料の控除額	同上		数字	10	
40	住宅借入金等特別控除の額	同上		数字	10	
41	個人年金保険料の金額	同上		数字	10	
42	配偶者の合計所得	同上		数字	10	
43	旧長期損害保険料の金額	同上		数字	10	
44	受給者の生年月日－元号	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。	○	数字	1	1～4の範囲内であること
45	受給者の生年月日－年		○	数字	2	01～99の範囲内であること
46	受給者の生年月日－月		○	数字	2	01～12の範囲内であること
47	受給者の生年月日－日		○	数字	2	01～31の範囲内であること
48	夫あり	ブランクとする。		半角	1	
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
50	乙欄適用	同上		数字	1	0 or 1であること
51	本人が－特別障害者	同上		数字	1	0 or 1であること
52	本人が－その他の障害者	同上		数字	1	0 or 1であること
53	老年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
54	寡婦	特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0以上、2以下であること
55	寡夫	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
56	勤労学生	同上		数字	1	0 or 1であること
57	死亡退職	同上		数字	1	0 or 1であること
58	災害者	同上		数字	1	0 or 1であること
59	外国人	同上		数字	1	0 or 1であること
60	中途就・退職－中途就職・退職の区分	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。		数字	1	0以上、2以下であること
61	中途就・退職－年			数字	2	01～99の範囲内であること
62	中途就・退職－月			数字	2	01～12の範囲内であること
63	中途就・退職－日			数字	2	01～31の範囲内であること
64	住所又は所在地	他の支払者の住所又は所在地を記録する。		全角	60	
65	国外住所表示	他の支払者の住所又は所在地が国内である場合は「0」、国外である場合は「1」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。		全角	30	
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
68	徴収した額	同上		数字	10	
69	控除した社会保険料の金額	同上		数字	10	
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上		数字	10	

給与支払報告書（総務省通達形式CSV） 平成21年分 ～ 平成22年分

No.	CSV項目名称	データの意味	入力文字			備考
			必須	文字属性	文字数	
71	他の支払者のもとを退職した年月日 －年	同上。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。		数字	2	01～99の範囲内であること
72	他の支払者のもとを退職した年月日 －月			数字	2	01～12の範囲内であること
73	他の支払者のもとを退職した年月日 －日			数字	2	01～31の範囲内であること
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。		数字	2	01～99の範囲内であること
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－月			数字	2	01～12の範囲内であること
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－日			数字	2	01～31の範囲内であること
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。		数字	1	
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項、第3項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同法同条第5項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録する。		数字	2	
80	住宅借入金等の額(1回目)	租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録する。また、住宅の借入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項の規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。		数字	8	
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－年	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。		数字	2	01～99の範囲内であること
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－月			数字	2	01～12の範囲内であること
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－日			数字	2	01～31の範囲内であること
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の新築・購入又は増改築で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用について、新築・増改築等の区分により、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項、第3項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同法同条第5項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。		数字	2	
85	住宅借入金等の額(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。		数字	8	
86	摘要	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。また、扶養親族の氏名等書面による場合の記載に準じて記録する。		全角	65	
87	普通徴収	該当する場合には「1」を記録し、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	0 or 1であること
88	青色専従者	同上		数字	1	0 or 1であること
89	条約免除	同上		数字	1	0 or 1であること
90	カナ氏名	受給者のカナ氏名を記録する。	○	半角カナ	60	※姓と名の間に半角空白を設定すること
91	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。		半角	25	

給与支払報告書（総務省通達形式CSV） 平成21年分 ～ 平成22年分

No.	CSV項目名称	データの意味	入力文字			備考
			必須	文字属性	文字数	
92	提出先市町村コード	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)の該当コードを記録する。 ※補足 提出先の地方公共団体コード(政令市の場合は、市を示すコード(例：横浜市の場合、141003))を記録する。 (JISの都道府県コード(X0401)2桁、市区町村コード(X0402)3桁及びチェックデジット(モジュラス11)1桁からなる、地方公共団体コード)	○	数字	6	5桁 or 6桁であること
93	指定番号	特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合はブランクとする。		半角	12	

文字属性の凡例

全角：【全角】eLTAXで使用可能な全角文字の入力を可とする。

半角：【半角】英数字、記号※の入力を可とする。

英数：【半角】英数の入力を可とする。

数字：【半角】数字及び“-” (=符号)、“.” (=小数点)の入力を可とする。

半角カナ：【半角】半角及び半角カナ (JISカナ)の入力を可とする。

※ “,” (カンマ)、“@” (アットマーク) はCSVファイル内で区切り文字として扱ってため使用不可